

高額療養費支給該当の皆様へ

令和6年7月診療分から

高額療養費の申請が簡単になります

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第49号)の施行に伴い、高額療養費の支給申請手続の簡素化が可能となりました。

1 2回目以降の申請は不要

初回のみ支給申請書等と併せて簡素化の申出書を提出することで、2回目以降の支給申請書等の提出が不要となります。

2 加入中はずっと自動振込

一度申出書を提出すれば、組合員が資格喪失するまで、継続して指定口座(組合員の口座)に自動振込となります。

3 もらい忘れの心配なし

高額療養費の支給該当となった場合、自動振込となるため、未申請によるもらい忘れの心配がありません。

4 領収書をなくしても大丈夫

これまでは、なくした領収書については、高額療養費の算定から除外していましたが、簡素化後は、医療機関からの請求に基づいて算定します。

高額療養費の支給申請手続を簡素化するには、申出書の提出が必要です。

ステップ1

- ・高額療養費の該当通知
- ・簡素化の申出書

該当者に届く

ステップ2

- ・高額療養費の申請書類
- ・簡素化の申出書

必要事項を記入し、併せて支部へ提出

次のような場合、簡素化を停止することがあります。

- ・国民健康保険料の滞納が生じた場合
- ・口座解約等で指定された金融機関口座へ振込ができなかった場合
- ・申請内容に偽り、その他不正があった場合
- ・理事長が適当でないと認める場合

よくある質問(Q&A)

Q1 簡素化されるのは、いつからですか？

A1 令和6年7月診療分の高額療養費の該当通知(令和6年9月末送付)から申出書を同封しています。その申出書の提出により、2回目以降は支給申請書等の提出が不要となります。ただし、令和6年6月診療分以前の高額療養費については簡素化されませんので、申請書と領収書の写しを提出してください。

Q2 初回から簡素化されないのですか？

A2 簡素化されません。初回は、申請書と領収書の写しを提出してください。2回目以降の簡素化を希望する場合は、併せて申出書も提出してください。

Q3 簡素化後、高額療養費の支給該当となった場合、指定口座にはいつ振り込まれますか？

A3 最短で診療月の2か月後に振り込みます。ただし、医療機関からの請求の遅れ等により、時間を要する場合があります。なお、振込日・振込額は、「支給決定送金通知書」でお知らせします。

Q4 申出書に記入した振込先を忘れてしまいました。

A4 新潟県建築国民健康保険組合(最下部の問い合わせ先)へご連絡ください。

Q5 申出書に記入した振込先の変更はどうすればよいですか？

A5 新潟県建築国民健康保険組合(最下部の問い合わせ先)へご連絡ください。申出書を改めて送付しますので、変更したい振込先を記入し、提出してください。

Q6 世帯変更しましたが、申出書は再提出しなければなりませんか？

A6 変更後の世帯の組合員が申出書を提出していれば不要です。変更前の世帯の組合員が申出書を提出している場合、変更後の世帯の組合員が申出書を提出していない場合は、申出書の提出が必要です。

問い合わせ先

新潟県建築国民健康保険組合 電話：025-231-2856 担当：倉田